

兵庫県社会的養育推進計画改定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 兵庫県社会的養育推進計画の改定を行うため、「兵庫県社会的養育推進計画改定検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 兵庫県社会的養育推進計画の改定に関すること。
- (2) その他、社会的養育推進に関して必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる13人以内の委員で組織する。

(委員会)

第4条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故等があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員会は委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第6条 委員が会議その他の委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 第5条第3項の規定に基づき、委員長が必要と認めた委員以外の者（学識経験により必要と認めた大学教育職以外の県職員を除く。）が、会議に出席したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第7条 委員が委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の

規定により支給する額に相当する額とする。

- 3 第5条第3項の規定に基づき、委員長が必要と認めた委員以外の者が、会議に出席したときは、旅費を支給する。
- 4 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により支給する額に相当する額とする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、福祉部児童家庭課において処理する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行日）

- 1 この要綱は、令和6年6月3日から施行する。

（要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもって、その効力を失う。

（招集の特例）

- 3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、福祉部次長が招集する。

別表

兵庫県社会的養育推進計画改定検討委員会委員名簿

※五十音順

委員氏名	役 職 等
石沢 菜々子	(株)神戸新聞社編集局 編集委員
大江 秀謙	兵庫県民生委員児童委員連合会 会長
北村 公子	兵庫県乳児院連盟 会長
紺谷 宏志	兵庫県母子生活支援施設協議会 会長
阪本 芳道	兵庫県里親会連合会 会長
曾我 智史	弁護士 児童虐待等対応専門アドバイザー 県弁護士会子どもの権利委員会副委員長
高野 康彦	(一社)兵庫県知的障害者施設協会児童発達支援部 会長
田村 太	里親支援センターまんまる センター長
富岡 弥郁	医療法人仁寿会石川病院看護師
永原 郁子	公益社団法人小さないのちのドア 代表理事
畑山 麗衣	(特非)Giving Tree ピアカウンセラー
藤本 政則	(一社)兵庫県児童養護連絡協議会 会長
森 茂起	甲南大学文学部 名誉教授

兵庫県社会的養育推進計画改定検討委員会委員謝金支給要領

兵庫県社会的養育推進計画改定検討委員会設置要綱第6条第1項に規定する謝金の額は、その所掌業務を鑑みて、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める委員報酬額に準じ、次のとおり決定する。

区 分	日 額
委 員 長	15,500円
委 員	12,500円

兵庫県社会的養育推進計画改定検討委員会 委員以外の者に対する謝金支給要領

兵庫県社会的養育推進計画改定検討委員会設置要綱第6条第2項に規定する謝金の額は、その所掌業務を鑑みて、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める委員報酬額に準じ、次のとおり決定する。

日 額
12,500円